

D I C株式会社北陸工場（白山市）の周辺井戸における 水質調査結果について（第5回判明分）

令和8年2月17日に、D I C株式会社から県及び白山市に対し、同社北陸工場敷地内の地下水から、国の指針値を超過したPFOS及びPFOAが検出された旨の報告がありました。

※国の指針値

- ・PFOS及びPFOAの合算値 50 ng/L以下 (ng (ナノグラム)は10億分の1グラムを表す単位)
- ・指針値は、体重50kgの人が水を一生涯にわたって毎日2L飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと推定されるレベル

その報告を受け、白山市では、同敷地内の超過井戸から概ね500mの範囲内にある井戸の有無及び利用実態、水質調査希望の有無についての調査を行いました。その後、この調査範囲については、3月18日までに判明した指針値超過井戸から概ね500mの範囲まで拡大し、能美市の一部でも調査を行いました。県では、調査希望のあった100井戸（白山市91井戸、能美市9井戸）で水質調査を行っています。

このうち、3月9日までに採水を行った86井戸の調査結果については、3月18日までに公表したところです。

（指針値超過井戸：35井戸（うち飲用井戸：2井戸））

その後、本日、3月16日までに採水を行った13井戸の調査結果が判明し、そのうち9井戸から指針値を超過（最大で指針値の2.4倍）するPFOS及びPFOAが検出されました。その中には、飲用として使用されている1井戸が含まれておりますが、当該井戸の所有者は、現在、水道を併設していないため、白山市では、所有者の意向を確認の上、今後の対応を検討します。指針値を超過した井戸については、引き続き飲用を控えていただきますようお願いいたします。

なお、今回判明した指針値超過井戸から概ね500mの範囲は、これまでの調査範囲内に含まれています。このため、今回の結果を受けた調査範囲の拡大はありません。

○水質調査結果

<今回判明分>

調査希望 100井戸 ※99井戸（3月18日公表時点）から1増加
 公表済み 86井戸（うち飲用35井戸）※3月9日までに採水
 今回公表 13井戸（うち飲用 2井戸）※3月16日までに採水
 分析中 1井戸（うち能美市1井戸）

調査エリア	市	調査井戸数	指針値超過井戸数	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L) ※ ¹
A	白山市	0(0)	0(0)	— (—)
B	白山市	3(0)	2(0)	9.9~77 (—)
C	白山市	8(2)	7(1)	5未満~120 (89)
	能美市	0(0)	0(0)	— (—)
D	白山市	0(0)	0(0)	— (—)
E	白山市	0(0)	0(0)	— (—)
	能美市	2(0)	0(0)	15、45 (—)
白山市計		11(2)	9(1)	5未満~120 (89)
能美市計		2(0)	0(0)	15、45 (—)
合計		13(2)	9(1)	5未満~120 (89)

() は飲用井戸で内数

※1 超過井戸の濃度範囲 (ng/L)
 Bエリア 74~77、Cエリア 53~120

<累計> これまでの判明分 99井戸※¹

調査エリア	市	調査井戸数	指針値超過井戸数	PFOS 及び PFOA 合算値 (ng/L) ※ ²
A	白山市	1(0)	1(0)	140 (—)
B	白山市	44(22)	15(2)※ ³	5未満~160 (120、160)
C	白山市	31(9)	19(1)※ ⁴	5未満~260 (89)
	能美市	5(0)	3(0)	9.7~110 (—)
D	白山市	13(4)	5(0)	5未満~180 (—)
E	白山市	2(2)	0(0)	5未満 (—)
	能美市	3(0)	1(0)	15~90 (—)
白山市計		91(37)	40(3)	5未満~260 (89~160)
能美市計		8(0)	4(0)	9.7~110 (—)
合計		99(37)	44(3)	5未満~260 (89~160)

() は飲用井戸で内数

※1 第1回判明分53井戸（3月3日公表）、第2回判明分11井戸（3月6日公表）、第3回判明分2井戸（3月11日公表）、第4回判明分20井戸（3月18日公表）、第5回判明分13井戸（3月25日公表）の合計

※2 超過井戸の濃度範囲 (ng/L)
 Aエリア 140、Bエリア 56~160、Cエリア 53~260(白山市 53~260、能美市 62~110)、

(参考)

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸）について

- ・有機フッ素化合物の一種であり、PFOS については、半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤などに、PFOA については、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使われてきました。
- ・現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止しています（PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年）。
- ・健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。国内において、PFOS、PFOA の摂取が主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認されておられません。
- ・環境省は、令和 7 年 6 月に、PFOS 及び PFOA について、内閣府食品安全委員会が行った食品健康影響評価の結果等を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、水道における「水質基準」を新たに設定し（令和 8 年 4 月 1 日施行）、水環境中（公共用水域や地下水）の「指針値（暫定）」を「指針値」に見直しました（いずれも PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下）。
- ・これにより、水環境中の指針値超過の対応として、地域の実情に応じて、飲用摂取の防止、継続的な監視調査、汚染範囲の把握等の追加調査等を行うことが期待されます。

環境省「PFASハンドブック」（令和 7 年 12 月）の記載内容をもとに作成